

生活道路の舗装について

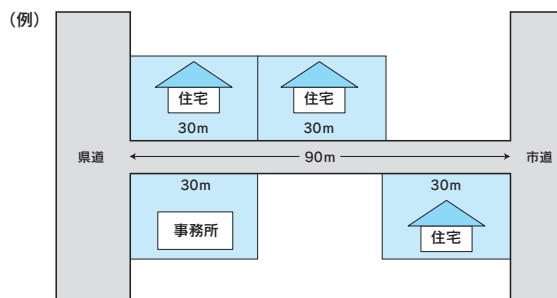
都市建設部では、望ましい道路幅員を4m以上とし、道路拡幅や舗装新設の要望に対して「道路新設改良事業」を実施しています。

しかし、市街地ほど人家が多いため整備が難しく、現状では碎石補修等を繰り返しています。生活道路に関しては、利用者から苦情が寄せられており、近年は特に課題とされてきました。

そのため、市では「道路新設改良事業」に重点を置きながらも、これと区分し、区域等を制限した『生活道路の舗装新設事業』を立ち上げ、課題に取り組んでいきます。

主な条件

- ①市道または法定外公共物の道路
- ②道路有効幅員が全線3.0m以上
- ③用途区域内の道路
- ④道路の拡幅改良が困難な路線
- ⑤「住宅等が建築されている接道区間の合計延長」が「道路延長×2」の60%以上
- ⑥事業用地は笠間市に寄付



【問い合わせ】管理課 道路管理グループ（内線580）

「道路里親」を募集します

市では、市民の皆さんや企業との協働により、市道の清掃美化活動を推進する「道路里親」を随時募集しています。

「道路里親制度」とは、身近な市道で清掃美化活動等を行う団体を里親として認定し、地域市道の清掃・除草・植栽の管理などの美化活動に取り組んでいただく制度です。市民と行政が協力して美しく潤いのある道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的としています。

市は、里親団体が行う活動に対し、2～3万円を限度とする活動費の補助・保険の加入などの支援をしています。安全で快適な通行を確保するため、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。



清掃美化活動の風景

【募集対象】市民や市内に勤務する方で構成するおおむね10人以上の団体（自治会、老人会、企業などのボランティア団体など）

【活動内容】市道で実延長おおむね300m以上の区間において、年3回以上（市が主催する清掃事業は除く）の道路の路肩、法面、歩道および植樹帯の清掃並びに除草、保全、美化等に有効な活動。

【支援内容】活動区間300m以上500m未満は2万円、500m以上は3万円を限度

【申し込み方法】道路里親申出書に必要事項を記入し、添付書類を添えて管理課へお申し込みください。申出書は各支所にもあります。

【申し込み・問い合わせ】管理課（内線581）



やさしい保険プラザ
友部スクエア店

笠間市住吉 1364-1

☎ 0120-650-121

営業時間 10:00~20:00



保険募集代理店
株式会社 フィックス・ジャパン
茨城支店

「事故後も保険料が上がらない!？」常識破りの自動車保険!!

自動車保険にご加入の皆さん…こんな経験はございませんか??

- ☐ 保険をかけているのに、使ったら損をすると言われ、結局自分で払った
- ☐ 保険を使った後、自動車保険の更新をしたら保険料が高くなってしまった

保険料が上がるのが心配で使いたいときに使えない保険って…??
一部の保険会社で取り扱いのある **6年契約の自動車保険**は契約期間中 1回までなら**保険金を請求しても保険料は上がりません!!**

※ご加入にはいくつかの条件がございますのでお気軽にお問い合わせください。

